

下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版

令和5年3月改訂

1 下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「市の事務事業における温室効果ガス排出量削減の計画」です。下関市域の温室効果ガス排出量を削減するため、市域の1事業者として下関市役所の事務事業によって排出される温室効果ガスを削減する取組を定め、その取組を計画的に推進することを目的とします。

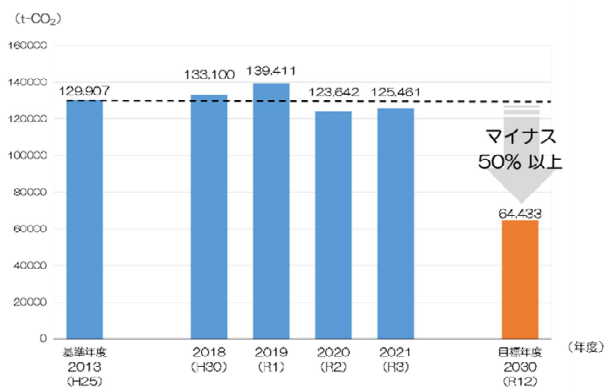
2 基本的事項

- ◆ 対象範囲：下関市役所が行う地方自治法に定められた全ての行政事務業務委託や指定管理により実施する事業等も対象
- ◆ 基準年度：2013年度（平成25年度）
- ◆ 計画期間：2018年度（平成30年度）から2030年度（令和12年度）まで

3 削減目標

- ◆ 温室効果ガス排出量の削減目標

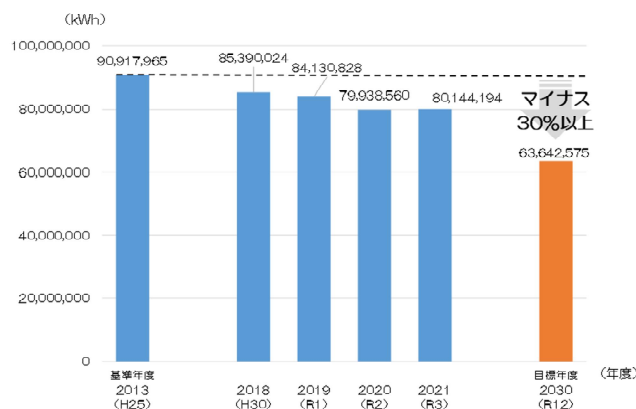
2030年度に2013年度比で
50%以上削減



温室効果ガス排出量の推移と削減目標

- ◆ エネルギー使用量の削減目標

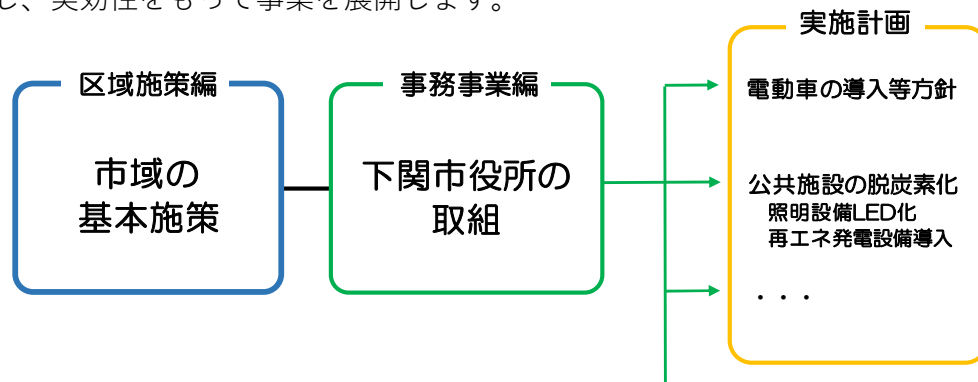
エネルギーごとに
2030年度に2013年度比で
10～50%以上削減



電気使用量の推移と削減目標

4 計画の体系

下関市域の温室効果ガス排出量削減のための基本施策と下関市役所の地球温暖化対策の取組を関連付け、取組を設定します。また、各取組については具体的な実施計画を策定し、実効性をもって事業を展開します。



5 取組事項

◆基本施策 1 地球にやさしい市民・事業者の活動の推進

1. 地球にやさしい行動の実施
2. 省エネルギー対策の推進
3. 地球にやさしい電力の調達
4. 電気自動車等の導入



◆基本施策 2 脱炭素に取り組むまちづくり

5. 公共施設の適正管理

◆基本施策 3 持続可能なエネルギーの利用促進

6. 再生可能エネルギー発電設備の導入



◆基本施策 4 廃棄物の削減や資源の活用

7. 4Rの実践
8. 廃棄物焼却熱の有効利用